

野田市告示第119号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定による狂犬病予防員から犬を抑留した旨の通知があったことから、同条第8項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月23日

野田市長 鈴木 有

捕獲月日	捕獲場所	種類	毛色	性別	体格	特徴
令和6年 4月22日	野田市春日町	ポメラ ニアン	薄茶	オス	小	成犬、マイクロチップ有、 紙おむつ付

上記の犬は令和6年4月26日まで以下の機関で抑留します。

連絡先

千葉県動物愛護センター東葛飾支所（04-7191-0050）